

受給者証を送付します

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班（西合志庁舎） ☎242-1183

老人医療受給者および前期高齢受給者（国民健康保険加入者）

平成19年度の確定申告の結果により一部負担金の割合が変更（1割⇔3割）になる人がいます。

古い受給者証は下記に従って適切に処理をお願いします。

●老人医療受給者（四ツ折の白い受給者証）

変更になった人のみ新受給者証を郵送します（7月末ごろ）

古い受給者証は必ず返却してください。

返却窓口：健康づくり推進課（西合志庁舎）、市民課総務窓口（合志庁舎）、各支所



●前期高齢者（薄い白い受給者証）

お手持ちの受給者証の有効期限が平成19年7月31日までとなっています。

変更の有無にかかわらず新受給者証を郵送します。（7月末ごろ）

古い受給者証は使用せず、各自で処分してください。

フォレストサポートセンター開所式



5月18日に行われた開所式

バイオ関連活動拠点

バイオフォレスト サポートセンター

が開設されました

問い合わせ先

くまもとテクノ産業財団バイオフ
レストサポートセンター準備室
担当 中島

☎（286）3300

バイオフォレストサポートセンター
（西合志庁舎3階）
☎070（6576）7004

財団法人くまもとテクノ産業財団は、熊本市が進めるバイオフォレスト構想を推進するため、合志市の協力のもと、合志市役所西合志庁舎の一室に「バイオフォレストサポートセンター」が5月18日に開設されました。

当センターは、バイオ関連の科学技術コーディネータなどの活動拠点で、産学行政による共同研究や事業化等に対する支援を行なうことになっています。

今後の事業計画は未定ですが、農学博士の講演会や市民向けの交流会が定期的に開催される予定です。だれでも気軽に参加していただけるセンターになるよう市も協力していきます。

入院時のお支払い 窓口での負担を軽減するには

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班（西合志庁舎） ☎242-1183

事前に限度額適用・標準負担額等認定証の交付を市役所に申請し受領すれば、医療機関で支払う窓口負担が限度額までとなります。

非課税世帯の人は入院したときの食事負担額も減額されます。

事前の申請と認定証の受領により、窓口での負担が軽減されます。

申請には次のものがが必要です。手続きはお早めをお願いします。

国民健康保険加入者 （老人医療と前期高齢者以外の人）

*申請に必要なもの

- ①領収書など入院日数を確認できるもの
- ②国民健康保険被保険者証
- ③印鑑
- ④住民税非課税証明書
（平成19年1月2日以降転入者のみ）

老人医療受給対象および 前期高齢者

*申請に必要なもの

- ①領収書など入院日数を確認できるもの
- ②老人医療受給者証又は高齢受給者証
- ③健康保険証
- ④印鑑
- ⑤住民税非課税証明書
（平成19年1月2日以降転入者のみ）

すでに申請している人も7月31日で有効期限が切れるため、再度8月になってから申請が必要です。ご注意ください。



入院時の食事代

入院時の食事代の標準負担額（1食当り）

入院したときの食事は、1食につき260円を支払います。住民税非課税世帯などの人は表のとおり、自己負担額が軽減されます。

70歳以上または老人保健で医療を受ける人で、属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。	住民税非課税世帯など		一般加入者
	過去12カ月で90日を越える入院	90日までの入院	
	100円	160円	210円
			260円